

吉野町立園・学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

吉野町教育委員会

## 目 次

1. 計画の趣旨・現状	3
2. 目 標	4
3. 計画の期間	5
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	5
(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し	5
(2) 学校における措置の推進	6
(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組	7
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	7

1.

## 2. 計画の趣旨・現状

### 《趣旨》

本町の教育の基本理念は、本町教育大綱において「ふるさと吉野への郷土愛、愛着心あふれるひとづくり」と定めている。地域資源（自然、歴史、文化、産業）を生かしながら「確かな学力・豊かな人間性・たくましい心身を身につけ、自信と誇りを持って未来に向かって力強く生き抜く子どもを育てる」ことを目標としている。

そのため、こども園・小学校・中学校 12 年間の連続した学びのある園・小・中一貫教育を通して子どもたちを育てていこうと考えている。

目標達成のためには、元気で活気あふれる子どもたちを育てることをめざし、計画に向けた取組を直接実行していく教職員が、健康で、教育や業務にやりがいや使命感を持って取り組むことが最重要である。

教職員の業務や働き方について見直しを図り、元気で活気あふれる園・学校組織に、そして本町のめざす子どもたちの姿に近づけるよう取組を進めたい。

### 《現状》

町内には、1こども園、1小学校、1中学校があり、こども園は、令和6年に2つのこども園が統合して1つのこども園となった。

小・中学校は令和4年に2つの小学校が統合して1小学校となり、小中一貫教育校として校舎併設の学校（吉野さくら学園）となっている。

〈こども園〉 吉野町立よしのこども園 〈幼保連携型認定こども園〉

保育園児：0歳～5歳 68名

教職員：23名（令和8年1月）

〈小学校〉 吉野町立吉野小学校（吉野さくら学園）

学級数：8学級（通常学級6、特別支援学級2）児童数：131名

教職員：30名（令和8年1月）

〈中学校〉 吉野町立吉野中学校（吉野さくら学園）

学級数：5学級（通常学級3、特別支援学級2）生徒数：74名

教職員：40名（令和8年1月）

※教職員は、県費、町費の常勤、非常勤職員全て（SC,SSW,部活動指導員は含めず）の数

○これまでの働き方改革への取組

- ・R2.4 「吉野町公立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」施行
- ・R5.10 「吉野町立学校職員安全衛生管理規程」施行

ストレスチェックの実施、タイムレコーダー、留守番電話の導入、休憩時間の設定、教員業務支援員の配置、学校と教師の業務の3分類への改善策等の実施等

R7年度 働き方改革に関するアンケート結果 R7.10.31～11.17					
回答者：小学校、中学校教員26名 (数値は%)					
7. 継続的に学び続け、自分自身の成長を感じている					
全く感じない	あまり感じない	どちらともいえない	やや感じる	とても感じる	
0	0	15.4	26.9	57.7	
8 教職員同士の協力や支え合いを感じている					
全く感じない	あまり感じない	どちらともいえない	やや感じる	とても感じる	
0	0	23.1	34.6	42.3	
9 ワークライフ・バランスを確立できている					
全く感じない	あまり感じない	どちらともいえない	やや感じる	とても感じる	
7.7	26.9	26.9	30.8	7.7	
10 仕事が適切に評価され、尊重されている					
全く感じない	あまり感じない	どちらともいえない	やや感じる	とても感じる	
0	7.7	23.1	53.8	15.4	
12 月当たりの平均の時間外在校時間					
30時間以下	30～45時間	45～80時間	80時間以上		
19.2	26.9	38.5	15.4		
17 持ち帰り仕事の頻度					
ない	年数回	月数回	週1回	週数回	ほぼ毎日
23.1	3.8	7.7	15.4	23.1	26.9
20 休憩時間は取得できているか					
全く取得できていない	あまりできていない	ややできている	できている		
42.3	38.5	19.2	0		
30 業務の中で負担感の強い業務は					
1 保護者・地域からの要望や苦情への対応	2 部活動	3 研修会の準備や報告	3 テストや教材の作成・採点	4 成績処理、通知表や指導要録の作成、アンケートへの回答、生徒指導、支援が必要な家庭への対応、事務処理等	
46.2	11.5	7.7	7.7	26.9	

### 3. 目標

本計画において達成をめざす目標は以下のとおりである。

#### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- 1ヶ月時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合を100%にする。

☆

【46.1%】

〈勤務時間報告〉

- 1年間における1ヶ月時間外在校時間の平均時間が30時間の教職員の割合を80%にする。☆

【50.0%】

〈勤務時間報告〉

#### (2) ワークライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- 「仕事が適切に評価され尊重されている」への肯定的な回答の割合を85%



#### の対応（「3分類」⑤関係）☆

- ・首長部局とも連携し、学校が弁護士等の専門家を活用できる体制を整備するとともに、直接苦情に対応する相談窓口を教育委員会として設置していくことを進める。

### ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

#### ○調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・校務支援システムを導入し、教育委員会と連携した調査回答への対応により事務負担の軽減を図るようにする。
- ・調査等の内容に応じて学校事務職員の参画による回答対応を推進する。

#### ○ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）☆

- ・教育委員会が中心となって連携を図り、委託業者による保守や管理を実行するようにする。

#### ○部活動（「3分類」⑩関係）

- ・令和8年度中に全ての休日における部活動の地域展開を実現する。平日部活動については、活動時間の適正化を図り、部活動指導員の配置拡充を進める。

### ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

#### ○授業準備・学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・教員業務支援員を全校配置し、授業準備や採点作業等を補助するとともに、支援できる業務の幅を広げるよう進める。

#### ○支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）☆

- ・教育相談やケース会議等におけるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の参加による専門的知見の活用を図れるよう、町独自の雇用を進める。
- ・特別な支援を要する児童生徒、不登校傾向の児童生徒への対応として、特別支援教育支援員、医療的ケア看護職員、校内支援教室支援員等の配置を進める。

※こども園は「☆」印該当

## （2）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- 学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり時数については、年度当初の計画段階から真に必要な時数となるよう設定する。

- 小中学校の校時を見直し、小中学校の教職員が小中一貫教育を生かした取組を実施するとともに、連携して指導に当たれるようにする。
  - 放課後の活動時間を工夫するとともに、部活動指導の地域展開を進める。
  - 勤務時間外の留守番電話の導入、保護者との連絡アプリの導入、電話の録音機能の活用を図る。☆
- ※こども園は「☆」印該当

### (3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- 1ヶ月の時間外在校時間が80時間を越えた教職員に、医師による面接指導を実施する。☆
- ストレスチェックを継続して実施し、集団分析の結果も活用して職場の労働環境を改善する。☆
- 教職員が確実に休憩時間を取得できるよう、休憩場所や指導体制を工夫する。☆
- 勤務間インターバルの時間は、11時間をめやすとするよう確保に取り組む。☆
- 教職員の心身の相談窓口を教育委員会内に設ける。☆
- 学校閉庁やりフレッシュ休暇を生かしながら、年次有給休暇のまとまった取得ができるよう推進する。☆
- 学校における定時退校日を月1回設定するとともに、長期休業中の閉庁日を設けるようにする。

※こども園は「☆」印該当

## 6. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、園・学校教職員の在校等時間の状況をタイムレコーダーや出退勤管理システムで毎月把握するとともに、ストレスチェックを実施して状況を把握し、定例教育委員会や総合教育会議において報告することとする。☆
- (2) 休日に活動する地域クラブ指導員の確保や充実、教員業務支援員や特別支援教育支援員、校内支援教室支援員等の確保や充実を、地域や関係する機関等と連携して取り組むとともに、地域ボランティアの確保や充実について学校園運営協議会と連携して取り組む。☆

- (3) 教育委員会において園、学校の状況を把握し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、聞き取りや指導を実施し、状況の改善を図るようにする。☆
- (4) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉えて園・学校への本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。☆
- (5) 各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップの下、学校園運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づく教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。☆
- (6) 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局とも連携を図り、本計画に基づく教職員の業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行い、具体的な項目について協力を得られるよう取り組む。☆
- (7) 本計画に基づく取組は、令和8年4月1日から実施する。☆

※こども園は「☆」印該当